

班	部落名	被害面積	減収量	戸数	支払共金額
1	金池、石瀬、久保田、猿ヶ瀬、南谷内	359.4	2,127 kg	31 戸	425,400 円
2	岩室、樋曾、栄、橋本	63.1	794	6	158,800
3	北野、夏井、西中白鳥、西長島	245.2	1,781	23	356,200
4	鴻上、横曾根、西船越、新谷、油島、高畑	620.8	4,492	30	898,400
5	原、津雲田、富岡、高橋	9.9	35	1	7,000
6	和納1区~10区	473.7	3,274	23	654,800
合計		1,772.1	12,503	114	2,500,600

水稻共濟金二二百五十万円

**昭和五十一年産  
水稻共済金一百五十五万円**

——異常気象でイモチ病多発——

被害面積　一、七七ニアール

被害戸数　百十四戸

昭和五十一年産水稻は、田植期からの異常天候で初期生産から遅れをとり、さらに高温を期待された梅雨明け後も低温が続き、日照不足等が要因に例年になくイモチ病が多く発した。また登熟に大きな影響を与えた。米質の低下を招いたが全体の作況は平年作を若干下回る程度であった。

このような状況の中で九月三日から二十二日まで三回にわたり損害評価を行つたが、抜取、実測調査も組み入れて地区的均衡を図つた結果、三割以上被害面積の一、七七ニアール、減収量は一二〇、三キロの評価備はととなった。

なお、水稻共済金は、先月の十五日に関係者の各農協の預金口座へ支払をしました。

## 老後の安定

## 農業者年金に

## 加入しましょう

農業委員会等に関する法律によつて、毎年一月一日現在で農業委員選挙人名簿調整のための申請書を一月十日までに農業委員会を経由して選挙管委員会に提出することが定められています。農業委員会では、申請書の取りまとめを行なつておりますので、お忘れなく一月十日まで提出してください。

農業委員会では、申請書の取りまとめを行なつておりますので、お忘れなく一月十日まで提出し、ね六十日で農業委員会が認めた者

農業委員選挙人名簿登載申請書の提出をお忘れなく

# 老後の安定農業者年金に加入しましょう

農業委員選挙人名簿  
登載申請書の提出を

農業者年金に加入出来る資格（農業經營主）  
一、農地を耕作し自己名義の所有権または使用収益権を有していること。  
二、農家基本台帳等における所有名義人がすでに死亡している農地等について、所有権 使用収益権を有する者の取扱いは次による。  
○相続人が一人である場合（他の相続人が相続放棄をしている場合を含む。）は当然、その者が所有権 使用収益権を有するものとする。  
※加入に必要な資格期間の要件  
一、通常六十才に達する日  
の前日までの被保険者期間等が二十年以上あること。  
二、出稼ぎ等のため厚生年金などの被用者年金制度に加入した場合には、農年の資格を喪失し、再加入しようとするときは、定期被用者年金として加入期間を通算できる場合もあります。  
※加入者の資格要件  
一、国民年金の被保険者で

二、年金大正五  
日以降に生まれ  
る農業者年金の被  
は

一、五十アール以  
経営主は、当然  
なります。（資  
えた日より）

二、三十アール～  
未満の農業経  
意加入者であ  
る（任意加入の資  
えた日より。）

○時間以上  
五十アール以上

改正さと

……昭和五十二年  
より次の点が改正  
た。

①年金額の引き上  
（經營移譲年金  
者老令年金）

年金額を四十九  
一、四八倍に引  
（例 五年加入者  
經營移譲年金）

二六、〇〇〇円  
農業者老令年金  
三、二五〇円

②保険料の改定  
給付の引き上げ  
保険料が増高する  
に段階的に引き上げ  
担継和措置として  
五十二年に一月より  
五十二年十二月

月額一、

上の農業保険者と  
加入者とがそな  
めます。運営主は任  
務をなすために、  
申出によって規格をそな  
めます。時間七〇分  
の農業経営  
及び農業  
に伴い、  
ため、負  
三年間  
ける。  
一月まで  
四五〇円

新四一新離農の要収め當の経済は後なるへ日本に協約を締結する者によりて現に三入が人間の間に左に④その③後繼②日本に①日本に

年金に加入し、  
国民年金の資格を喪失し、  
当然脱落となる。  
年金の被保険者  
が必要で、  
うな人は各団体  
手続をされる  
致します。

◎現在農業者年金に加入している人で、国民年金の被保険者の資格を喪失している人は、当然脱落となり、農業者年金の被保険者資格喪失届出が必要です。このような人は各農協で届出の手続をされるようお願い致します。

改正されさらに有利に

Digitized by srujanika@gmail.com



# 盛會裡に終了した 青少年健全育成 研究協議会

▲あいさつする金子村長

當日は講師に捲警察署防犯課長丸山計殿を迎え、少年非行の事例と問題点の究明」と題して講話をいたましたが、参考した百数十名の保護者は、非行の事実に驚き、又深い感銘をおぼえたようだった。

講話は主として、捲管署内における青少年補導概要と、近頃おこる非行事例をあげ、その対応法を通し問題点と、親として対処しなければならない点を指摘された。

要旨の一、三をあげて見ると、

一、現在の非行で目立つもの

(3) 非行の広域化

(1) 非行が低年令化し、小学生の非行が増加してきた

(2) 非行の集團化

(3) 不純異性交友

二、非行の特徴

(1) 交通機関の発達に伴い、新規二条、燕等で問題行動をおこし補導されている者もかなり多い。

(2) 非行の悪質化

三、親の非行防止対策は

前記の非行、万引、シンナー遊び等々は回を重ね深みにはまってからではなかなか救いがたくなる時期に発見し治療することぶつかりで大切である。

暴力、大量模撲、女子高生十五人等、全く現実だろうかとうたがいたくなる事實を、これまで何回も知らされている。しかもこれらの非行について、親も教師も全くわからなかつたという。

岩室村でも、これと同年輩の青少年の非行が絶無とはいえない、ほんの一にぎりの青少年ではあるが、非行による補導件数は急増している。

このような事実をふまえ村の実行目標達成事業の一環として、たとえ一にぎりの者の非行とはいえ、これらの非行を未然に防止し、すべての青少年が正しくすくすく成長することを願って、初の試みはあるが村青少年問題議会、村教育委員会、岩室中学校三者共催の形で、今回は特に問題の多い本村在住の高校生及び同年令の有職青少年の保護者を対象に、関係機関並びに関係高等学校の協力を得て、去る十二月七日、青年岩室中学校において、平建二年校舎(仮設)で開催された。

(1) 子どもは部屋の点検  
（2）非行の場となっている例  
（3）子どもの言動・行動に十分注意すること、そのため特に次の点に気を配る必要がある。

(1) 子どもは部屋の点検  
(2) 夜遊びは犯罪、非行のもとになっているといわれる、帰宅時間等に注意すること。  
(3) 子どもに限ってそんなことはしていない。  
……だが、事実どんな階級の人にも、自分の子どもに裏切られた例は多い。安心は禁物である。

講話の後、進路別にわかれ高校、中学の職員を交えての懇談会をもち、青少年への対策、健全育成対策について、眞剣に討議された。目立った意見として(1)夕食時を家族だんらんの時にしよう。(2)アルバイトについては親はその内容を理解し吟味する必要がある。(3)共働きが増加したが、基本的には各家庭で確実につけなければならぬ。(4)非行は他人ごとではない。体は大きくなつたが精神面では不安定な面がある。親、学校、地域があたたかく見守る必要がある。(5)青少年環境の浄化をもつと真剣に考えねばならない。い。

(6)今回の集会は極めて有意義であつて、しかしながら

多くの保護者の効果を高める  
青少年健全育成に心が次第に高まり  
ことがうなづけら  
度の集会が決して  
かつたことを喜び  
日一日と成長し  
少年のために成長し  
時には厳しく青少年  
に成長していくよ  
析るものである。  
た百数十名の各位  
加されなかつた方  
非あなたの口から  
とめられた思想を  
くるの方々に伝えて  
思ふ。

